

コメント回答票 (3)

三菱原子燃料株式会社

No.	コメント	コメントへの回答
<p><<以下は資料1に係るコメント>></p>		
0909-1	<p>・ P7,9,10 それぞれの説明における実施体制において、誰が責任者又は取りまとめ者なのか説明すること。</p>	<p>「加工事業の変更内容の保安規定への反映すべき事項の確認」及び「設工認の認可内容の保安規定への反映すべき事項の確認」も含め、保安規定の改定については、責任者は安全・品質保証部長、とりまとめは安全・品質保証課長となります。また、保安規定の改定等の手続きについては、下部規定のSQAS-01「保安文書管理標準」に下記のとおり記載しています。 SQAS-01「保安文書管理標準」 7. 「保安規定」の管理 (1) 起案 「保安規定」の改訂等に関する起案は、安全・品質保証部長が行うものとする。 (2) レビュー 「保安規定」の社内レビューとして、各部長及び東海工場長が検討を行う。 (3) 安全衛生委員会への諮問 安全・品質保証部長は、「保安規定」の改訂等に関し、「安全衛生委員会標準」に基づき、安全・品質保証課長に安全衛生委員会への諮問の手続きを依頼する。これ以降の安全衛生委員会に係る手続き、手順等は「安全衛生委員会標準」の定めによる。</p>
0909-2	<p>・ P7、9 この一連の確認作業のプロセス（誰が何を確認するのか）は何かのマニュアル（文書）に作業要領が規定されているのか説明すること。</p>	<p>保安規定の改定については、0909-1の回答の通り、下部規定のSQAS-01「保安文書管理標準」に手順を定めています。今回追加しました「加工事業の変更内容の保安規定への反映すべき事項の確認」及び「設工認の認可内容の保安規定への反映すべき事項の確認」については、審査会合のご指摘を受け、保安規定を見直すために実施したもので、特にマニュアルに規定されているものではありませんが、今後新たに加えられた手続きについて下部規定に反映します。</p>
0909-3	<p>・ P10 社内手続き体制について、説明のある核燃料安全専門部会等の部会および委員会の確認作業プロセスは何かのマニュアル（文書）に作業要領が規定されているのか説明すること。</p>	<p>各委員会等の下部規定を下記に示します。 核燃料安全専門部会：STD-SC0804-01「核燃料安全専門部会運営要領」 品質確認委員会：STD-SC0015「許認可管理要領」 安全衛生委員会：STD-SC0804「安全衛生委員会規則」</p>
0909-4	<p>核燃料安全専門部会、品質確認委員会、安全衛生委員会について、保安規定、下位文書上の位置づけ、どのような事項を審議する会議体なのか、会議体の責任者、参加者について説明すること。</p>	<p>1. 核燃料安全専門部会について ○規定されている下部規定等：三次文書 STD-SC0804-01「核燃料安全専門部会運営要領」 ○部会の目的： ・ 「許認可に関する事項」、「保安規定」の改定に関する事項について、安全衛生委員会開催前に資料を専門的に確認し、安全衛生委員会で適切に審議が行えるようにすること。 ・ 安全衛生委員会で審議された事項で、安全衛生委員会委員長が部会で検討する必要があると判断した事項について、専門的に検討し安全衛生委員会に答申すること。 ○審議事項等： 4. 審議事項 部会では、以下の事項を審議することが出来る。 (1) 加工施設の主要設備の設置、変更及び補修に関する事項 (2) 加工施設の許認可に関する事項 (3) 加工施設保安規定の改定に関する事項 (4) 保安品質保証計画書及び標準書に関する事項 (5) 安全衛生管理年間計画に関する事項 (6) 加工施設の操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事項 (7) 災害、事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価に関する事項 (8) 加工施設の保安に関する重要事項 ○出席者等： 6. 1 構成 部会は核燃料取扱主任者を部会長とし、安全・品質保証部長の他、部会長が案件の審議に応じて、許認可担当部門、安全管理部門、運転管理部門、設計・開発管理部門、保守管理部門、保安規定の改定に関連する部門並びに加工施設の許認可に関する事項については第三者の立場で客観的にレビューするため、燃料体設計の許認可に関する豊富な識見・経験を有する者を加える構成とし、事務局は安全・品質保証課が行う。また、オブザーバーの出席は、部会長の同意をもって認められる。 2. 品質確認委員会について ○規定されている下部規定等：三次文書 STD-SC0115「許認可管理要領」 ○審議事項、出席者等： 5. 許認可取得業務 5.1 設工認申請 設工認申請を行う前に、(1)～(8)の手続きを行う。 (6) 管理総括者は、品質確認委員会を設置し、安全・品質保証部長、生産管理部長、安全法務課長、設備技術課長（ここまです「報告者」という。）、安全・品質保証課長、管理総括者が指名した者を出席させる。品質確認委員会は、報告者から設工認申請書のコメント処理結果の報告を受け、コメント処理が適切に実施されたこと等を確認することにより、申請書の品質が確保されていることを確認する。なお、本委員会に核燃料取扱主任者の出席を求めることにより、核燃料安全専門部会を兼ねることができる。</p>

No.	コメント	コメントへの回答
		<p>3. 安全衛生委員会について</p> <p>○規定されている下部規定等：三次文書 STD-SC0804「安全衛生委員会規則」</p> <p>○委員会の目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法第19条及び三菱原子燃料株式会社「安全衛生管理規定」、「加工施設保安規定」並びに「放射線障害予防規程」等に基づき総括安全衛生管理者及び管理総括者の諮問機関。 ・ 社員の安全衛生思想の高揚を図り、労働災害の防止、快適な作業環境の整備、社員の健康の保持増進の推進、並びに核燃料物質の加工及び使用に関する保安の確保等を目的としている。 <p>○審議事項等：</p> <p>第2条 審議事項</p> <p>委員会は次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般安全衛生管理並びに核燃料物質の安全管理に関する基本方針 (2) 一般災害・傷病の予防並びに核燃料物質による災害防止と作業安全に関する事項 (3) 機械器具、施設、設備の整備保全・改善並びに安全性に重大な影響を与える核燃料物質の加工施設等の設置及び変更並びに補修に関する事項 (4) 加工施設等の操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事項 (5) 新規作業の安全衛生管理並びに臨界安全管理及び放射線管理に関する事項 (6) 加工施設等の許認可に関する事項 (7) 「安全衛生管理規定」、「加工施設保安規定」、「放射線障害予防規程」及び環境安全衛生管理規則類の改廃に関する事項 (8) 災害、事故の原因調査及び対策並びにその実施結果の評価に関する事項 (9) 防火、消防に関する事項 (10) 安全衛生管理年間計画に関する事項 (11) 安全衛生、核燃料物質の取扱いについての教育訓練に関する事項 (12) 加工施設等の保安に関する重要な事項 (13) 労働安全衛生マネジメントシステム全般に関する事項 (14) 長時間にわたる労働による社員の健康障害の防止を図ることに関する事項 (15) 社員の精神的健康の保持増進を図ることに関する事項 (16) 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事項 (17) 上記の他、各法令、条例に定める該当要件の内、その取扱いにおける労働災害防止対策に関する事項 (18) その他安全衛生等に関し委員長が必要と認める事項 <p>2. 前項に掲げる審議事項のうち原子力安全に関するものは次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 加工施設の主要設備の設置、変更及び補修に関する事項 (2) 加工施設の許認可に関する事項 (3) 加工施設保安規定の改定に関する事項 (4) 安全衛生管理年間計画に関する事項 (5) 加工施設の操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事項 (6) 災害、事故の原因調査及び対策並びにその実施結果の評価に関する事項 (7) 加工施設の保安に関する重要な事項 <p>○出席者等：</p> <p>第3条 構成</p> <p>委員会は委員長及び委員をもって組織する。核燃料取扱主任者は委員として委員会に参加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 委員長は総括安全衛生管理者または管理総括者及び総括安全衛生管理者・管理総括者が指名・選任する役員とする。 3. 委員は次の各号に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社側委員は総括安全衛生管理者・管理総括者が指名・選任した者及び産業医 (2) 組合側委員は従業員の代表として労働組合が推薦し、総括安全衛生管理者・管理総括者が指名・選任した者 (3) 委員数は東海地区在籍者数から表-1の通りとし、管理者等一覧で管理を行う。 <p>なお、表-1の委員数は最少の人数であり、東海地区在籍者数以上に対応する数の委員を選任することが出来る。その際は会社側、組合側委員を同数とし、選任の際は、部門を考慮した委員数を選任する。</p>

No.	コメント	コメントへの回答												
<<以下は資料2-1に係るコメント>>														
0909-5	0826-5 「ご認識のとおりです。」だけでなく、回答資料に許可の該当部分の抜粋とページ数を記載すること。	設工認6次申請5611ページに以下のとおり記載されております。 「減速度制限値H/U=0.5（含水率1.6%）以上に含水したADU粉末又はU3O8粉末は500℃以上の温度環境であれば、ロータリーキルンの機器仕様上、10分以下の滞留時間は物理的にあり得ないことから、時間に対するインターロックは設置していない。」												
0909-6	0826-15 「事故時のウランの飛散するおそれのある部屋」については、その保安規定の文章で示す部屋が具体的にどこなのか、保安規定又は下部規定で具体的に、保安規定本文、保安規定の表、下部文書のどれかで明確化すること。	SQAS-06「加工施設の操作標準」に別表4として追加します。 （3）設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても他の排気系統で当該室内を排気し、負圧を維持するよう可能な限り管理する。ウランの飛散するおそれのある部屋を別表4に示す。 <div style="text-align: center;"> SQAS-06 Rev.39 別表4 事故時にウランの飛散の恐れのある部屋一覧 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">建屋</th> <th style="width: 50%;">部屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">転換工場</td> <td>原料倉庫 転換加工室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2核燃料倉庫 除染室・分析室</td> <td>第2核燃料倉庫 作業室（2）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">成型工場</td> <td>ペレット加工室 ペレット貯蔵室 燃料棒溶接室 燃料棒補修室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加工棟</td> <td>ペレット加工室 ペレット貯蔵室 粉末貯蔵室（1） 粉末貯蔵室（2） 燃料棒溶接室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3核燃料倉庫</td> <td>作業室（1） 貯蔵室（1） 貯蔵室（2）</td> </tr> </tbody> </table>	建屋	部屋	転換工場	原料倉庫 転換加工室	第2核燃料倉庫 除染室・分析室	第2核燃料倉庫 作業室（2）	成型工場	ペレット加工室 ペレット貯蔵室 燃料棒溶接室 燃料棒補修室	加工棟	ペレット加工室 ペレット貯蔵室 粉末貯蔵室（1） 粉末貯蔵室（2） 燃料棒溶接室	第3核燃料倉庫	作業室（1） 貯蔵室（1） 貯蔵室（2）
建屋	部屋													
転換工場	原料倉庫 転換加工室													
第2核燃料倉庫 除染室・分析室	第2核燃料倉庫 作業室（2）													
成型工場	ペレット加工室 ペレット貯蔵室 燃料棒溶接室 燃料棒補修室													
加工棟	ペレット加工室 ペレット貯蔵室 粉末貯蔵室（1） 粉末貯蔵室（2） 燃料棒溶接室													
第3核燃料倉庫	作業室（1） 貯蔵室（1） 貯蔵室（2）													
0909-7	0826-37 NDCとMMCとの取り決め内容について、回答だと「警戒事態時に車両の移動等」しかないが、質問の意図は9-3示す移動と固縛の措置について、具体的にどの様な文言で取り決めがなされているか、また、他にも何かMNFに関する取り決めがあるのか等を確認したいということなので、コメント回答を具体的に修正すること。 ※①いつ交わした取り決めなのか、②何という取り決めなのか、③具体的に何を決めたのかの3点を重点的に説明して欲しい。	協定書につきましては、NDC及びMMCと調整中です。 具体的に両社と取り決める事項は以下の予定です。 ・当社加工施設に竜巻の影響を及ぼす範囲に掛かる駐車場については、駐車禁止若しくは影響を及ぼさない車両専用とする。 ・駐車場以外の範囲については、原則駐車しない。やむを得ず駐車する場合は、MNFからの連絡により、警戒事態には車両に影響範囲外に移動する。												
0909-8	0826-59 モニタリングポストの位置を第2図（1）に追記することだが、この図は敷地内配置等を示す図であり、この図を持って示すことは不適切ではないか？モニタリングポストは保安規定第54条（線量等量の測定）に定める「空間放射線量率を測定し監視する措置」の関係施設であるので、第2図（1）自体にモニタリングポスト位置を示すことは差し支えないが、第54条に係る図としては、適切に条文と対応させた上で、別に新規で図を作成し保安規定上管理されるべきであるので、図を作成し保安規定に追加すること。	SQAS-07「放射線管理標準」にモニタリングポスト配置図を追加し、6.3.1 線量当量等の測定（4）と対応させるようにします。												
0909-9	0826-66 「管理総括者」の業務は了解したが、管理総括者は誰が任命するのか？また管理総括者は他の部課長や核取主任者などの職務を兼任しているのか説明すること。	保安規定 第16条（操作及び管理を行う者の組織）第3項に「第1項の管理組織のうち管理総括者は、役員の中から社長が任命する。」と定められています。 また、管理総括者は他の部課長や核取主任者などの職務は兼任しておりません。												
0909-10	0826-71 （0826-59へのコメント【本資料管理番号0909-08】と同じ）	SQAS-07「放射線管理標準」にモニタリングポスト配置図を追加し、6.3.1 線量当量等の測定（4）と対応させるようにします。（0909-08と同じ）												
0909-11	826-60更問（18-16） 別表第12とASTMの関係を示すこと。	別表第12の2の表は、事業許可(平成6年10月6日付け6安（核規）第576号)にて許可されたもので、ASTM（米国材料試験協会）の濃縮六ふっ化ウランの仕様に基づく受入仕様及び濃縮工場での濃縮時における再生濃縮ウランによるコンタミネーションを考慮した仕様です。 現行事業許可では、（添六）-第2表（（添六）-21ページ）に、ASTMの濃縮六ふっ化ウランの仕様と核燃料物質の受入仕様の関係を示しております。												

No.	コメント	コメントへの回答
0909-12	826-5更問(2-2に関して) 設工認記載の該当箇所を用いて説明すること。	設工認6次申請5611ページに以下のとおり記載されております。 「減速度制限値H/U=0.5(含水率1.6%)以上に含水したADU粉末又はU3O8粉末は500℃以上の温度環境であれば、ロータリーキルンの機器仕様上、10分以下の滞留時間は物理的にあり得ないことから、時間に対するインターロックは設置していない。」 (0909-5に同じ)
0909-13	826-5更問(2-2に関して) 所定の乾燥温度、乾燥時間で含水率1.6%以下を維持できる根拠について説明すること。	乾燥温度、乾燥時間で含水率を1.6%以下に維持できることの根拠については、以下の社内の実試験データに基づくものです。 ①のデータがADU(ロータリーキルン、スクラップ仮焼炉)、②がUO4(仮焼炉)、③が研削屑(研削屑乾燥機)の乾燥温度、乾燥時間の試験データになります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">機微情報を含むため、公開できません。</div>
0909-14	826-10更問(3-1) 説明資料には脚注追記されていない。	資料2-④へ別表第13第2項の脚注を追記します。 該当する脚注の記載は以下のとおりです。 (注4)「一」は、当該貯蔵施設で再生濃縮ウランを貯蔵しないことを示す。
0909-15	826-19更問(5-2) 用語として使い分けをしているようだが、非常用機材と防災資機材は同じ器材ではないのか。	記載の仕方として「非常時の措置」で言う場合は「非常時用器材」、初期消火で主に使用するものは、「初期消火用資機材」、六フッ化ウランの漏えい対応で主に使用するものは「UF6漏えい対応用器材」その他の資機材も含めて「防災資機材」としており、同じ機材です。
0909-16	826-22更問(5-4) 火災影響評価のインプット量をどの様に管理しているかについて説明すること。	火災影響評価の可燃物の数量について、事業許可の「表1.火災区域の可燃性物質質量・難燃性物質質量(別添チ-8)」及び設工認5次申請にて、同表を一部変更した「添説建1-2表 各火災区域の可燃性/難燃性物質質量(1024ページ)」を整理して、保管できる数量(火災影響評価を満足する可燃物量)を下部規定に定めます。
0909-17	826-34更問(7-1) 「Sクラスに属する施設に求められる地震力(水平震度0.6G)に対して、」の部分を読み取れないので、どの様に管理するのか説明すること。	参考資料の下部規定に当該部門の要領書を記載します。 OP-WA21 廃棄物倉庫作業及び管理 6.2 廃棄物の保管 (4) 第3廃棄物倉庫、廃棄物管理棟はドラム缶の最大積み上げ数を4段とする。 (5) 廃棄物管理棟においては、2段以上積み上げたドラム缶は、地震の影響を考慮し、最上段パレットと下パレットの外周面を接続ボルト(Aボルト)で固定する。また、最上段パレットと中パレットは隣合わせ同士を接続ボルト(Bボルト)で固定する。角型容器を2段積みする場合は、横方向と縦方向をスリングベルトで固定し、横ずれ防止ストッパを取り付け固縛する。固縛の方法については、添付参照のこと。(固体廃棄物貯蔵ドラム缶の地震時転倒の評価については、1次設工認申請書の添付計算書2付録2-1を、固体廃棄物貯蔵用金属製容器の地震時転倒の評価については、添付計算書2付録2-2を参照のこと。) (6) ドラム缶は1パレット単位で積むこと(ドラム缶の抜けを作らない)。 (12) 第3廃棄物倉庫においては、竜巻及び地震の影響を考慮し、各段のパレットの外周面を接続ボルト(Aボルト)で固定する。また、最上段パレットと中パレットは隣合わせ同士を接続ボルト(Bボルト)で固定する。角型容器を保管する場合、添付5(*4、*5)に示すドラム缶との共通エリアに配置し、添付7のとおり、横方向、縦方向をベルトラッシングで固縛する。
0909-18	826-35更問(9-1) コメントに対する回答となっていないので、再説明すること。	STD-SC-1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」で以下の様に記載を修正し、読み取れるようにします。 4.3設備の停止 降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。 ↓ 降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞、または給気フィルタ破損により建物内に侵入した降下火砕物による気体廃棄設備などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。
0909-19	826-37更問(9-3) 具体的にとられる対応として、車両の移動の他、どの様な対応があるのか。	以下のような対応になります。 ・当社加工施設に竜巻の影響を及ぼす範囲に掛かる駐車場については、駐車禁止若しくは影響を及ぼさない車両専用とする。 ・駐車場以外の範囲については、原則駐車しない。やむを得ず駐車する場合は、MNFからの連絡により、警戒事態には車両に影響範囲外に移動する。

No.	コメント	コメントへの回答
0909-20	826-38更問(9-3)建物内部の対象物の管理について説明されていない。	建物内部の固縛について、下部規定のSTD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」に記載するとともに、資料2-①にも追加します。 STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」 8.竜巻に備えた措置 8.1 資機材の配備及び事前措置 担当課長は、竜巻防護対策の更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻により屋根が損傷する転換工場の原料倉庫、転換加工室、除染室・分析室の除染室(2)、作業室(2)、放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所、組立工場の燃料棒検査室、集合体組立室、集合体貯蔵室、第1廃棄物処理所の廃棄物処理室、第2廃棄物処理所の廃棄物プレス室及び第3廃棄物倉庫においては、F3竜巻により核燃料物質(廃棄物を含む)を取り扱う設備・機器に影響を与える棚、机、その他の物品等について、予め固縛等影響を与えない措置を講じる。
0909-21	826-49更問(17-1、17-3、添6-17) 回答に「チェックタンクに廃液をためて、濃度を測定してOKであることを確認してから排水を下流に流しています。」と記載されているが、この部分の内容が保安規定等から読み取れない。	SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」 5.2 放射性液体廃棄物の管理 に、「廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。」と、バッチ処理する旨が規定されており、(17-1、17-3)回答の“関連下部標準等”の欄に記載しております。
0909-22	826-52更問(17-7) 資料②-1の該当箇所にアンダーラインが引かれていない。また、具体的に記載しない理由について説明すること。	該当する箇所にアンダーラインを引き、資料2-①の関連下部標準等へ以下を追記しました。 (SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」) 5.1 放射性固体廃棄物の管理 (2) 環境保全課長が実施する放射性固体廃棄物(使用施設で発生した濃縮度5%以下の廃棄物を含む)の管理に関する以下の事項 ④廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものはプラスチックシートや不燃シート等で密封する等汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。なお、保管の際は安全管理課に保管の方法を連絡して保管時の安全性を確認すること。
0909-23	826-61更問(18-19)許可の添6-8の表と、保安規定別表13-1、13-2が1対1対応ではないので、対応関係を説明すること。	保安規定別表第13-1については、貯蔵能力に関する表ですので、事業許可150ページの表((3)貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力)と対応しています。別表第13-2については、ビルドアップに関する表ですので、事業許可添6-8と対応しています。
0909-24	0826-39(9-3) 「1)注意喚起」に「発令された場合には」とあるが何が発令された場合か不明確。また、「2)警戒事態」に相当する(警戒事態の基準が満たされた)ことはどのように判断するのか不明確。	警戒事態の判断基準を下部規定に反映します。 STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」 注意喚起は、「気象庁発表による茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。」として主語を追加します。 警戒事態の判断基準は、以下のように文章を修正します。 「加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト(竜巻発生確度1、2)、雷ナウキャスト(雷活動度3、4)、降水ナウキャスト(50mm/h以上の雨雲)の情報を常時監視し、前述の竜巻、雷、降水の3条件が重なった箇所が発生した場合、警戒事態として30分以内を目途に以下を実施する。」
0909-25	0826-44(11-1) 「漏水検知警報発報時」は「工場内漏水検知警報発報時」ではないか(他の箇所では「工場内漏水」と記載されている)。	事業許可では、1か所のみ“工場内漏水検知警報”(添五)-104ページが使われていますが、漏水検知警報は屋外には無く、工場内の警報ですので、保安規定では“工場内”はつけないという考えで申請しました。
0909-26	0826-63(17-8) 修正箇所(“周辺”)が青字になっていない。	“周辺”につきましては、現行保安規定(令和3年3月16日付け認可)に既に規定しています(別表第7注記)が、資料2-①に転記する際、“周辺”の記載が漏れてしまいましたので、資料2-①を修正しました。以上のことから、補正箇所には該当しないため、青字にはしていません。
<<以下は資料2-2に係るコメント>>		
0909-27	0826-81 許可における降下火砕物と降雨の組み合わせ(重畳)はどのような整理だったのか説明すること。また、許可添5のP46では、降雨は積雪等とあわせて影響を監視しつつ必要な措置をすると読めるが、その措置は保安規定のどこで担保しているのか説明すること。	降下火砕物と降雨については、添五-45で、降下火砕物と雨及び積雪が重畳した場合の影響を評価して記載しており、過去の火山噴火事象による屋根への降下火砕物の堆積厚を保守側に設定し、降水及び積雪により堆積物の密度が増加しても建物の屋根は耐力を有することを説明しています。 保安規定では「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2. 自然災害 の降下火砕物と積雪の組合せには降雨及び積雪による降下火砕物が湿潤する場合を含んでおり、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる旨を記載しており、さらに下部規定では、STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」4.1 降下火砕物の除去に、湿潤密度により評価した各建物の実耐力を添付しています。

No.	コメント	コメントへの回答												
0909-28	0826-119 回答ではそれぞれの文書での記載ぶりを整理して説明しているが、それは知っているのに、計りたい物に対して、具体的にどの様な機器を用意しているのか示し、それぞれの機器名のどれに該当するのか説明すること。（意図は、一般的にはサーベイメータにはNaIやZnSなどの種類があるので、計りたい線量別に適切に機材があるということについて、当然あることは分かっている上で、改めてコメント回答資料で説明して欲しいということ。）	下記表に別表の測定器がどれに該当するのかまとめました。 汚染サーベイメータの3種類のサーベイメータは、管理区域からの持出品や作業場所等、汚染検査に使用しています。線量当量率サーベイメータは、外部放射線による線量当量率を測定しています。ガンマ線測定用可搬式測定器は、線量が低い箇所はNaIシンチサーベイメータで、高くなれば電離箱式サーベイメータで測定できるように準備しています。また、事故時等で中性子線の測定が必要な場合に備え中性子レムカウンタを用意しています。 MNFでは外部線量、管理区域内の空間線量、表面密度とも高くはありませんので、汚染サーベイメータはZnSシンチサーベイメータ、線量当量率サーベイメータではNaIサーベイメータを主に使用しています。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第9測定器名</th> <th>別表第20の種類</th> <th>測定器名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>表面密度測定用可搬式測定器</td> <td>ZnSシンチサーベイメータ(α線用) αβ(γ)同時サーベイメータ GM式サーベイメータ(β線用)</td> </tr> <tr> <td>線量当量率サーベイメータ</td> <td>ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ NaIシンチサーベイメータ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>中性子レムカウンタ</td> </tr> </tbody> </table>	別表第9測定器名	別表第20の種類	測定器名	汚染サーベイメータ	表面密度測定用可搬式測定器	ZnSシンチサーベイメータ(α線用) αβ(γ)同時サーベイメータ GM式サーベイメータ(β線用)	線量当量率サーベイメータ	ガンマ線測定用可搬式測定器	電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ NaIシンチサーベイメータ		中性子線測定用可搬式測定器	中性子レムカウンタ
別表第9測定器名	別表第20の種類	測定器名												
汚染サーベイメータ	表面密度測定用可搬式測定器	ZnSシンチサーベイメータ(α線用) αβ(γ)同時サーベイメータ GM式サーベイメータ(β線用)												
線量当量率サーベイメータ	ガンマ線測定用可搬式測定器	電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ NaIシンチサーベイメータ												
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子レムカウンタ												
0909-29	826-77更問(1-3、6-21、7-17) 回答の記載がない。	以下の回答が抜けてしまいました。 「水消火を実施することになった場合、給電停止は防災組織の現場活動隊が実施します。」												
0909-30	826-83更問(2-8) 回答の14. 8kg U下記は、以下の誤記。	“以下”の誤記です。												
0909-31	826-108更問(6-14) 保安規定関連条項の該当箇所にアンダーラインが引かれてない。	別表第2第2項の脚注へアンダーラインを引きます。 <u>台車のユニットと設備・機器(ウラン収納部位)との表面間距離は30.5cm以上とする。</u>												
0909-32	826-111更問(6-28) 「駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車のみに制限することにより、圧縮空気の切替え操作を保安規定の操作記録により管理する。」という説明が理解できないので、保安規定の記載とあわせて説明すること。	保安規定「別表第1-3」及び「別表第2」に記載した機器については、操作記録を作成します。 マガジン架台部と運搬台車はそれぞれ圧縮空気を駆動源とする台車であり、また、接近防止のためのスペーサーを設けることが物理的に困難な機器です。 両台車を同時に操作すると、臨界防止のための30.5cm以上の離隔距離を確保できない可能性が否定できないことから、同時に操作することを禁止するための措置として、圧縮空気の供給を1台のみに制限するための圧縮空気切替え弁を設置しています。 この圧縮空気切替え操作を行うことを保安規定の操作記録により管理します。												
0909-33	826-77更問(7-44、7-45、7-46) 反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入するという投入量については、どの様に規定されているのか説明すること。	参考資料の下部規定に当該部門の要領書を記載します。 OP-CY36「シリンダ洗浄残渣処理(沈殿生成作業)」 6.3 沈殿制裁作業 ・廃液処理制御盤の操作電源スイッチが【入】になっており、ランプが点灯していることを確認する。(常時ON) ・沈殿槽給液弁切り替えスイッチを沈殿処理を開始する槽から、残渣処理済み槽へ切り替える。(次シリンダ洗浄液の受け入れ準備) ・沈殿槽攪拌機を【ON】にして洗浄液を混合する。 ・pHメーターの電極先端を槽内の洗浄液に浸して初期pH値を読み取る。 ・溶解したNaOHを2名以上で少量ずつ、pH指示計の目盛りがpH11~pH12に安定するまで添加し、複数の操作員により、試薬投入量を確認するとともに試薬投入後の反応完了を確認する。												
0909-34	0826-②追1 設工認P3055の記載については、回答の記載のとおり読み取れない。	設工認の記載は下記のとおりです。 設工認P6143 「なおスクラバ(1段目)のポンプ1台は、常時循環運転をおこなっている。」 設工認P3055 図イ制-106(3/3) 「*4:スクラバポンプA(1段目)またはBのいずれかは常時運転」 6次設工認のP3055図イ制-106(3/3)の記載において、「*4:スクラバポンプA(1段目)またはBのいずれかは常時運転」の*4は、図中のスクラバポンプA(1段目)及びスクラバポンプB(1段目)にかかっており、1段目のスクラバポンプAまたはスクラバポンプBのいずれかを運転することを示しています。												
0909-35	0826-111(6-28) 「別表第16 保安に関する記録(第19条, 75条の2, 124条関係) 1. 加工規則第7条に基づく記録」の下の文章の文体及び記載箇所は問題ないか。	補足説明文を括弧書きで記載していましたので、当該欄の文頭に移動するとともに、破線で囲むよう変更します。												
その他														
0909-36	保安規定と許可・設工認で異なる専門用語を用いていることへの対応を示すこと。	補正申請において、熱蛍光線量計はTLD(別表第8、9、18)、バイオアッセイについてはバイオアッセイ法による尿中ウラン測定(別表第8)ということがわかるよう修正しております。												
0909-37	全体:凡例通りの記載になっているか、再確認すること。	拝承です。【資料2-①】【資料2-②】を再確認します。												